一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　飛騨市
二　構造改革特別区域の名称　飛騨市公立保育園給食外部搬入特区
三　構造改革特別区域の範囲　飛騨市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　いわで根來寺どぶろく特区
二　構造改革特別区域の範囲　岩出市の全域
三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩出市
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　椿原町どぶろく特区
二　構造改革特別区域の範囲　椿原町の全域
三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県高岡郡椿原町
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　対馬どぶろく特区
二　構造改革特別区域の範囲　対馬市の全域
三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　対馬市
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　大分県
二　構造改革特別区域の名称　大分県児童発達支援センター安心安全給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　大分県の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第二百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　元気いっぱいちば障害児給食特区
二　構造改革特別区域の範囲　千葉県の全域
三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第二百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　福岡県及び福岡市
二　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
三　構造改革特別区域の名称　福岡アジアビジネス特区
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十五年内閣府告示第百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県邑智郡邑南町
二　構造改革特別区域の名称　「A級グルメのまち」ツーリズム特区
三　構造改革特別区域の範囲　島根県邑智郡邑南町の全域

○内閣府告示第二百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道虻田郡洞爺湖町
二　地域再生計画の名称　洞爺湖温泉「宝の山」プロジェクト～地熱エネルギー利用による環境・観光活性化～
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道虻田郡洞爺湖町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五③）

○内閣府告示第二百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県、会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町並びに大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町
二　地域再生計画の名称　〝ひと〟〝もの〟〝文化〟会津の宝を紡ぐ、あいづ広域連携雇用創造プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町並びに大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三